平成２１年（フ）第５４８号
愛知県一宮市赤見４丁目６番10号　デュープレックス国王Ａ―101号
債務者　岩満　人志
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４０号
和歌山県日高郡日高町大字小浦68番地
債務者　磯嵜　　守
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第４１号
和歌山県日高郡日高町大字志賀459番地の２、前住所和歌山県日高郡日高町大字小浦68番地
債務者　唐津宣浩こと　**唐**津　宜浩
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第５２４号
群馬県渋川市北橘町真壁1634番地27
債務者　樋口みゆき（旧姓植野）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第８５５号
愛知県岡崎市江口２丁目５番地９　コーポ杉田101
債務者　加古　英徳
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
釧路市宮本１丁目５番26号
債務者　大澤　純子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
北海道白糠郡白糠町西庶路西２条南２丁目１番地17
債務者　長手　　学
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第６３９号
青森市幸畑５丁目10番５号　県営住宅25―１
債務者　水野　留里
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
青森市大字大野字前田71番地59
債務者　舘田　良平
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
青森市大字鶴ケ坂字田川180番地５
債務者　穴水　香理
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
栃木県小山市東間々田２丁目35番20号　フラワーレジデンスＭａｔｓｕｙａＤ棟202
債務者　川俣　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第８６２号
愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字松木田99番地コーポ松木田203号
債務者　中嶋　浩司
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８６３号
愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字松木田99番地コーポ松木田203号
債務者　中嶋　　恵
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９４１号
岡山市北区平田163番地101
債務者　中條　喜子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６号
熊本県八代市坂本町深水い1428番地
債務者　藤村　　靖
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第３４５１号
横浜市泉区中田東４丁目57番14号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部